

四

三

—

○財務省告示第二百二十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十一年六月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札と発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、価格競争入札において定められた

五

八 口 亾
方 募

行争非者特国札非
及入価・別債発競
び札格第参市行争
国発競I加場入
入価法入
札格決
発競定
行争の

率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによること（以下「非競争入札発行」といふ。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」といふ。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競入札発行」といふ。）

六

口

イ
發

札 非
發 競
行 争
入

入 價 入 價 · 別 債
札 格 行 札 格 第 參 市
發 競 發 競 II 加 場
行 争 額 行 争 非 者 特

投 図 財 十 額 た 条 億 に 規 関 千 面 行 第 ら 發 財 百 金 し 二 債 う 億 額
融 る 政 五 で 利 第 千 つ 定 す 三 金 し 二 の 行 源 五 額 た 条 の ち 円 面
資 た 運 万 千 付 一 六 い に る 百 額 た 条 繰 及 の 十 で 利 第 發 、 金
特 め 営 円 二 国 項 百 て 基 法 五 で 利 第 入 び 確 万 四 付 一 行 平 額
別 の に 百 債 の 十 は づ 律 十 一 付 一 れ 財 保 円 千 国 項 の 成 で
会 公 必 九 に 規 万 、 き 第 五 兆 国 項 の 政 を 、 九 債 の 特 二 一
計 債 要 十 つ 定 円 額 發 四 万 千 債 の 特 投 図 財 百 に 規 例 十 兆
か の な 九 い に 、 面 行 十 円 三 に 規 例 融 る 政 九 つ 定 に 年 八
ら 發 財 億 て 基 同 金 し 六 、 百 つ 定 に 資 た 運 十 い に 関 度 千
の 行 源 二 は づ 法 額 た 条 特 三 い に 関 特 め 営 七 て 基 す に 三
繰 及 の 千 、 き 第 で 利 第 別 十 て 基 す 別 の に 億 は づ る お 百
入 び 確 七 額 發 六 七 付 一 会 四 は づ る 会 公 必 二 、 き 法 け 三
れ 財 保 百 面 行 十 百 国 項 計 億 、 き 法 計 債 要 千 額 發 律 る 三
の 政 を 八 金 し 二 二 債 の に 三 額 發 律 か の な 二 面 行 第 公 三

七

二

ハ 口 イ
払

二

ハ

非者特国行争	非者特国札非入価込	行争	非者特国	行争	非者特国
価・別債入価・別債発競	札格金	入価・別債	札格第参市	入価・別債	札格第参市
格第参市	札格第参市行争発競	札格第参市	札格第参市	札格第参市	札格第参市
競II加場	競I加場	競II加場	競II加場	競I加場	競I加場

二千五百九十四万円	万 千 円 七 円 一
	円 五 十 兆
	百 五 八
	八 億 千
	十 四 三
	三 千 百
	億 九 四
	九 百 四
	千 五 三
	四 十 億
	百 二 千
	九 万 五
	十 七 十
	八 千 万

でた条特八債の特投図財億債の特
 二利第別十に規例融る政四に規例
 千付一會三つ定に資た運千つ定に
 九国項計億いに關特め營五いに關
 十債のに円て基す別のに百て基す
 九に規関、づる会公必万、づる
 億つ定す額き法計債要円額き法
 円いにる面發律かのな面發律
 て基法金行第ら發財金行第
 、づ律額し二の行源額し二
 額き第でた条繰及のでた条
 面發四千利第入び確七利第
 金行十五付一れ財保十付一
 額し六百国項の政を五国項

十
十
三
二

十
十
口
イ
一

九
八
發
振
額
最
低
行
爭
替
額
入
單
面
札
位
金
發

の 経 利 入 値 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 入 値 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 値 ・ 別 債 発 競 札 格 行 行
込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 發 競 値
み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入 行 争 格 日

(一) 年

む 十 式 は ○
も 号 に 、 募 。
の に よ 払 入 九
と 規 り 込 決 パ
す 定 算 金 定 ।
る す 出 額 の セ
。 る し に 通 ン
期 た 加 知 ト
日 金 え を
に 額 、 受
払 を 次 け
い 第 の た
込 二 算 者

額面金額の総額× $\frac{0.9}{100} \times \frac{2}{365}$

額 上 額 平 す 額 の 振 五
面 の 面 成 る の 記 替 万
金 そ 金 二 。 整 載 法 円
額 れ 額 十 数 又 の
百 ぞ 百 一 倍 は 規
円 れ 円 一 年 の 記 定
に の に 六 金 錄 に
つ 応 つ 月 額 は よ
き 募 き 二 に 、 る
百 値 百 十 よ 最 振
円 格 円 二 る 低 替
六 四 日 も 額 口
錢 錢 錢 の 面 座
以 と 金 簿

十
十
八
七
六

元 償 償
利 還 還
金 金 期
支 額 限

日 額 平 る い 日 每
本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 六
行 額 十 を そ 払 月
百 六 支 の 期 二
円 年 払 日 と 十
に 六 う 以 し 日
つ 月 。 前 、 及
き 二 六 各 び
百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
五

後 第
の 二
利 期
子 以

十
四

初
期
利
子

規 下 は 払 し 払 平
定 、 、 期 た 期 成
す 次 そ が 金 と 二
る 号 の 銀 額 し 十
期 及 翌 行 を 、 一
日 び 営 休 支 次 年
に 第 業 業 払 の 十
つ 十 日 日 う 算 二
い 六 に に 。 式 月
て 号 支 当 た に 二
同 に 払 た だ よ 十
じ お う る し り 日
。 い へ と 、 算 を
。 い へ と 、 算 を
て 以 き 支 出 支

(二)
す の 国 た は 者 に へ 額 よ の 口 る に
る 税 法 金 、 前 記
こ 率 人 額 は い だ 百 算 つ に の る 行
と を が に 外 て し 分 出 い 記 と 所 時
が 乘 適 当 (一) の 国 取 、 の し て 載 し 得 に
で じ 用 該 算 得 当 二 た は 、 又 て 税 お
た を 非 式 人 す 該 十 金 前 記
金 受 居 に で る 国 を 額 記 替 源 て
額 け 住 よ あ 者 債 乗 か (一) 錄 口 泉 、
る 者 り る が を じ ら の さ 座 徵 そ
を 所 又 算 場 非 発 た 当 算 れ 簿 収 の
控 得 は 出 合 居 行 金 該 式 る 中 さ 利
除 税 外 し に 住 時 額 金 に も の れ 子

二十九

払入払
込札場
期參所
日加

平財務大臣から通知を受けた者
成二十一年六月二十二日